

■ 気をつけよう！「振り込め詐欺」■

近年、いわゆるオレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺など「振り込め詐欺」の被害が多発しており、その手口は日々多様化、巧妙化しています。平成16年の振り込め詐欺(恐喝)事件の認知件数は、25,667件。被害総額は約283億円となっています。

しかし、事前に十分な情報や対策法を知っていれば、被害を未然に防ぐことが可能です。対策として、とにかく「すぐに振り込まない、一人で振り込まない」ことが大切です。相手が家族の名前や住所を正しく答えたからといって、「詐欺ではない」と決めつけてはいけません。相手は名簿などであらかじめ家族の名前や職業などを調べている可能性もあります。また、警察官が示談の仲介を行うことはありません。警察官や弁護士を名乗っているときは、相手の所属する警察署や法律事務所を聞き、NTTの番号案内などで電話番号を確認しましょう。

「強制執行」「信用情報機関に登録」などの脅し文句が明記してある架空請求が送られてきた場合、決して自分から連絡、メールの返信をしてはいけません。基本的に、利用した覚えがなければ、脅し文句にひるまず、お金は振り込まないこと。また、利用していないと思ってはつきりしない場合には、最寄りの消費生活センターへ相談してみましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなど架空請求の情報やアドバイスが得られます。ただし、発送元が裁判所の場合は、放置せずに裁判所に確認しましょう。「おかしい」と感じたときには、すぐに警察へ連絡してください。

▶関連ホームページ 警視庁「振り込め詐欺の防犯対策」
http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

■ 第8回ふれ愛さくらまつりフリーマーケット出店者募集 ■

▶日時 4月17日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)
▶会場 新潟ふれ愛プラザ正面玄関前(雨天時体育館)
▶募集数 60ブース(障害のある方優先。申込多数の場合抽選) 1ブース1,000円(障害のある方は無料)
▶申込期間 3月5日(土)～3月18日(金)必着
▶申込・問い合わせ 官製ハガキに住所、氏名、年齢、電話・ファックス番号、障害の有無を記入し、郵送してください。当選の場合のみ3月29日(火)までにはがきで連絡します。

新潟県障害者交流センター 〒950-0121 亀田町向陽1-9-1 ☎381-8110 ㊟381-1478

■ 県高齢者大学学生募集 ■

明るい未来に向かって、色々なことに興味を持ち、意欲的に参加してみませんか。県内在住で、地域活動に関心のある概ね60歳以上の方を対象に、学生を募集します。

◆講座 教養講座(2年制)、福祉ボランティア講座、パソコン講座
◆期間 6月～10月
◆会場 新潟ユニゾンプラザ(新潟市上所2-2-2)
◆申込・問い合わせ 4月15日(金)までに、県長寿社会振興財団へお申し込みください。☎285-1400
募集要項は横越町役場1階健康推進課にもあります。

■ 新潟大学医歯学総合病院からのお知らせ ■ 初診の特定療養費について

他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでない方には、初診の特定療養費として、3月1日より3,150円(消費税含む)をご負担していただきますので、ご了承ください。

なお、他の医療機関等(当院以外)からの医師の紹介状を持参された方、公費(特定疾患・生活保護)や県単事業(県老・県障・県乳・県親)その他の公費を受けられている方、救急車で来院し救急診療を受けられた方は、初診料特定療養費算定の対象とはなりません。

また、当院等の医科歯科併設の医療機関については、健康保険上は別の管轄となりますので、それぞれ別に初診料の特定療養費の請求が行われますので、ご了承ください。

▶問い合わせ 新潟大学医歯学総合病院医事課 外来担当 ☎227-2440

■ 司法書士と社会福祉士による相続・遺言・介護・福祉無料相談会 ■

県司法書士会とリーガルサポートにいがたの共催で、高齢者、知的・精神・身体障害者の方の相続、遺言、介護、福祉、成年後見申立及び介護保険などの問題につき、司法書士と社会福祉士が相談をお受けし、問題解決のアドバイスをします。

▶日時 3月20日(日) 午前10時～午後4時
▶会場 新潟県司法書士会館(新潟市古町通13番町5160番地) ☎223-0226(当日のみ)

面談による相談は予約制です。面談をご希望の方は、☎228-1727へ事前に予約してください。電話による相談は予約不要です。相談はすべて無料で、秘密は厳守します。

■ 平成17年度陶芸教室会員募集 ■

◆会費 1か月1,000円、および実費負担
◆申込期限 3月31日(日)
◆申込先 横越町老人福祉センター(役場となり) ☎385-4321

※年齢、性別等に制限はありませんが、町内在住者に限ります。(横越町陶友会 代表 清野厚子)

■ 日本画サークル 新年度の会員募集 ■

個性を生かしたあなたの絵を描いてみませんか。自分に合った描き方を見つけて、日々の感動を画面の上に残しましょう。

小島先生を開んで楽しく活動しています。
▶日時 毎週土曜日 午後7時30分～9時30分
▶会場 中央公民館2階和室
▶会費 2,500円
▶問い合わせ 横越彩友会(谷井) ☎385-3507

■ 田舟の里休館のお知らせ ■

田舟の里(亀田焼却場附属休憩所)を、3月17日(木)から22日(火)まで、電気設備点検のため休館します。
▶問い合わせ 田舟の里 ☎382-1566

■ 横小の教育を語る会 ■

保護者・地域と学校が手を取り合って教育を進めていくために、一年間の教育活動の成果を説明します。また、集まった皆様と共に語り合うなど横越小学校の教育についての理解を深めていただく機会とします。おじいちゃん、おばあちゃん、地域の方、大歓迎です。ぜひご参加ください。

▶日時 3月5日(土) 午後2時15分～3時頃
▶場所 横越小学校
▶主要内容 今年の横越小学校の教育活動を写真やグラフなどを使って説明します。皆様と一緒に教育について語り合います。
▶問い合わせ 横越小学校 ☎385-3551



■ 4月号から県民だよりの配布方法が変わります ■

市町村合併に伴い、これまでの自治会の皆さんにお願いして配布していただく方法から、新聞折り込みによる配布が変わります。折り込む新聞は新潟日報、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞です。これらの新聞を購読していない世帯の方には、個別に無料で郵送します。郵便番号、住所、氏名を、下記までご連絡ください。

4月号は4月3日(日)に発行します。
▶問い合わせ 県庁総務部広報広聴課 新潟市新光町4-1 ☎285-5511 ㊟283-2274

■ 動く市政教室 5月～8月の団体利用受付 ■

新潟市では、5月から8月までの「動く市政教室」の団体利用の申し込みを受け付けます。

「動く市政教室」は、市の施設や事業を見学することで、市政への理解を深めてもらうとともに、意見や提言を寄せてもらうとするものです。各施設への見学には専用バスを利用し、市民相談室の職員が添乗します。

▶利用日時 5月～8月の午前9時半～午後3時半のおおむね4時間以上(土・日曜、祝日、5月20日・24日・31日、6月13日・16日・17日、7月14日・15日、8月19日を除く)
▶対象 市内の自治・町内会、サークルなど20人以上45人までの団体

▶申し込み 3月24日(必着)までに、往復はがき又はメールに団体名、代表者の住所・氏名・電話番号、利用希望日(第1～5希望まで)を記入し、〒951-8550 新潟市市民相談室へ。電子メールsodan@city.niigata.lg.jp
※希望日が重複した場合、3月28日午前9時半から市役所第1分館1階101会議室で公開抽選を行います。
※利用団体決定後、見学コース(4か所程度)等詳しい内容の打ち合わせをいたします。なお、月曜日は休みの施設が多いことを予めご承知おきください。

▶見学施設の例 佐潟水鳥・湿地センター、天寿園、燕喜館、園芸センター、総合福祉会館、青山浄水場、中部下水処理場、新田清掃センター、亀田焼却場、エコプラザ、りゅうとびあ、みなとびあ、しろね大風と歴史の館、水の公園福島湯、新津美術館、ほか
※見学施設の 一覧は新潟市のホームページでもご覧になれます。
▶問い合わせ 新潟市市民相談室 ☎228-1000

■ 消火栓の点検についてのお願い ■

亀田町消防署横越町分署からのお知らせです。3月3日(木)・4日(金)の午後1時～4時まで、町内に設置されている消火栓の点検を実施しますので、多少水が汚れる場合があります。その場合は、水がきれいになるまで少しお待ちください。ご理解のうえ、皆様のご協力をお願いします。

■ 新・新潟市合併マニフェストを公表 ■

3月21日の13市町村の合併に向けて、新・新潟市合併マニフェストを作成しています。これは合併で誕生する新市の姿や、平成19年度の実現を目指している政令指定都市の理念や方向性を示すものです。

3月21日の公表に先立ち、素案を新潟市ホームページで公開しています。なお、役場2階総務課においても公開しています。

▶新潟市ホームページ <http://www.city.niigata.niigata.jp>
▶問い合わせ 新潟市総合企画課 ☎228-1000

■ 個別労働関係紛争のあっせん ■

個別労働関係紛争のあっせんとは、個々の労働者と事業主との間に発生した労働条件等に関する紛争(個別労働関係紛争)を、新潟県労働委員会のあっせん員が公平・中立な立場で、労働者と事業主の言い分を聞き、解決のための適切な助言などを行うことによって、双方の利害を調整し、早期解決を促す制度です。

あっせんの申請は、当委員会に直接申請する方法のほか、新潟労政事務所などを経由して申請する方法もあります。

▶日時・会場 あっせん日時は、労働者と事業主の都合に配慮して当委員会が決定します。あっせん会場は、県庁や地域振興局などです。

▶問い合わせ 県労働委員会事務局 ☎280-5546

■ 今年4月1日から法定外公共物の管理者が変わります ■

里道や水路などの法定外公共物のうち機能を失ったものについては、今年4月1日以降財務省に引き継がれることとなりました。

これらのものについては、新潟財務事務所が管理し、境界確定や売却申請の窓口となります。

なお、公図や現況等では財産管理が明確でないため、まず財産の所在する各市町村でご確認ください。法定外公共物とは、道路法・河川法等の適用または準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」や「水路」があります。

▶問い合わせ 関東財務局新潟財務事務所 ☎229-2655